

(仮訳)

狂犬病清浄国・地域からの犬猫の台湾への輸入に関する検疫規定概要

(2018年4月19日更新)

犬猫の台湾への輸入に関する申請は、「動物伝染病予防条例」、「犬猫の輸入検疫作業規定」及びその他関係する規定により処理する。本文書は、前述の関連規定の概要を抜粋し、申請者が犬猫の輸入申請の手続き及び規定を理解するためのものであり、明記されていない事項があったら、前述の規定により処理するものとする。

一. 狂犬病清浄国・地域：

行政院農業委員会の公告に基づき、狂犬病清浄国（地域）は、日本、シンガポール、豪州、ニュージーランド、英国、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー（スヴァールバル諸島を除く）、エストニア、米国ハワイ州及びグアム島とし、その他の狂犬病清浄国・地域に明記されていない国や地域には狂犬病発生地に関連した規定を適用する。

（世界の疾病の発生状況は常に変化するため、輸出国の疾病発生の認定状況については、行政院農業委員会動植物防疫検疫局のホームページ <http://www.baphiq.gov.tw/home.php>を参照いただきたい。）

二. 輸入規定の摘要：

1. 満90日齢以上の犬猫であり、マイクロチップが装着されていること。輸入までの30日から1年間以内に狂犬病不活化ワクチン接種を受けること。
2. 犬猫を輸入しようとする少なくとも20日前までに、輸入同意書をオンライン申請 (<https://pet-epermit.baphiq.gov.tw/>) するか或いは申請書（別添A）及び以下の書類の副本により到着する予定の港を所管する動植物防疫検疫局所属の各分局（以下「本局所属分局」という。）に対し申請いただきたい。
 - (1) 獣医師が発行した狂犬病不活化ワクチン接種証明書。
 - (2) 申請者の国民身分証明書。ただし、申請者が台湾に居住していないが戸籍を有している者は、その他の身分書類を提出しなければならない。
 - (3) 輸出後、180日以内に再び台湾に輸入する場合、台湾の輸出検疫証明書類を添付しなければならない。
3. 犬猫の輸出前に、輸出国の動物検疫主務機関から「動物検疫証明書」を入手することとし、当該証明書に中国語或いは英語にて、下記事項を記載しなければならない。
 - (1) 犬猫の品種、性別、年齢及びマイクロチップ番号。
 - (2) 規定に適合する狂犬病不活化ワクチンの接種日。
 - (3) 犬猫が検査を経て、狂犬病の臨床症状がないこと。
 - (4) 輸出国において、過去2年以内に狂犬病が発生していないこと。
 - (5) 犬猫の輸出前6か月以内或いは出生以降、輸出国で飼養されていたこと。

4. 犬猫が港に到着後、申請者は輸入同意書の副本、輸出国政府の動物検疫機関が発行する動物検疫証明書正本及び運送業者の船荷証券（B/L）或いは税関申告書を添付し、本局所属の各分局に検疫の申請をしなければならない。動物検疫証明書の正本が未添付の場合、当該犬猫は規定に基づいて狂犬病ワクチンを接種し、狂犬病中和抗体検査を実施し、187日以上延長隔離を行うか、返送或いは殺処分される。
5. 運送途中に狂犬病発生地を経由し積み替えられた場合は、返送、指定の隔離場所にて21日間の隔離検疫或いは殺処分される。ただし、下記の規定に符合する場合はその限りではない。
 - (1) 輸出前、輸出国の検疫機関により、輸送ゲージに封印シールを貼り、封印シールの番号或いはその他の表示が動物検疫証明書に記載されていること。
 - (2) 積替の所在地にある動物検疫機関、税関、航空或いは海運会社等が発行する、該当犬猫は港から離れておらず、且つその他の感受性動物に接触していない旨の文書が添付されていること。
6. 台湾から狂犬病清浄国・地域に犬猫を輸出する際、当該国での飼養期間が6か月に満たず台湾に戻る場合、申請者は、犬猫を輸出しようとする出国の20日前までに、申請書並びに前述した書類及び台湾から輸出した際の輸出検疫証明書の副本により到着する港の本局所属各分局に対し輸入同意書を申請しなければならない。申請者が検疫条件に基づいて提出した動物検疫証明書は、前述した3（1）から（5）の記載事項のほかに、「犬猫が輸出されてから第三国を経由していない旨」を記載し提出しなければならない。